

新居浜工業高等専門学校研究倫理委員会規程

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員が行う研究に対し、倫理的配慮のもと科学的に適正な研究が実施されることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、本校に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究責任者から申請された研究計画の内容の審査
- (2) 前号の審査結果に係る異議申立に関する再審査
- (3) その他研究の適正な実施のために必要な業務

(審査における留意事項)

第4条 委員会は、前条の任務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 被験者の個人の尊厳及び人権の尊重並びに安全に対する配慮に関する事項
- (2) 被験者（親権者及び代諾者等を含む。）へのインフォームド・コンセントに関する事項
- (3) 研究により生じる被験者への不利益及び危険性に関する事項
- (4) 研究の結果予想される学問上又は社会への貢献に関する事項
- (5) その他第1号から第4号に該当しない倫理的配慮に関する事項

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副校長（評価担当）
 - (2) 高度技術教育研究センター研究推進部門長
 - (3) 高度技術教育研究センター高度教育部門長
 - (4) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者 1名
 - (5) 総務課長
 - (6) その他校長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員会は、性別の偏りなく構成する。

(委員)

第6条 委員は、校長が委嘱する。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員は、自らが研究責任者となる研究計画の審査に加わることができない。
- 3 委員会は、審査をするに当たって、申請者から委員会席上で、申請内容等の説明を受け、また必要に応じて外部有識者の意見を徴することができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、研究計画に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

(審査)

第9条 審査を申請しようとする者は、申請書(様式1)に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。また、研究期間が複数年の場合であっても、年度ごとに申請書を提出しなければならない。ただし、その場合の2年目以降あるいは同一申請者の類似研究の場合は、審査の種類を「継続」として、研究概要や倫理的配慮の変更点についてのみ記載し申請することができる。なお、研究概要及び倫理的配慮に関する内容について変更がない場合は、審査を省略できるものとし、委員会への報告により承認されたものとする。

2 研究概要や倫理的配慮に関する申請内容が年度途中で大幅に変更される場合は、速やかに再審査を受けなければならない。

3 他の機関との共同研究で、既に当該機関の審査委員会において承認されているものについては、承認を証明する書類を申請書に添付し申請することにより委員会の承認を受けることができる。

(審査の判定)

第10条 審査の判定は、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 修正のうえ再申請
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(報告)

第11条 委員長は、委員会終了後、審査の内容について速やかに校長に報告するものとする。

(判定の通知)

第12条 委員長は、委員会の判定を申請者に速やかに通知しなければならない。

2 前項の通知をするに当たっては、審査の判定が、第10条第2号から第5号である場合には、その理由等を記載しなければならない。

(事務)

第13条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

研究倫理審査申請書

年 月 日

新居浜工業高等専門学校
研究倫理委員会委員長 殿

所属・職名
申請者氏名

新居浜工業高等専門学校研究倫理委員会規程第9条による審査を申請します。

1 研究課題名	
2-1 代表者名	
所属 職名	
2-2 実施分担者名	
(別紙添付可)	
3-1 他機関実施分担者の所属・氏名	
(別紙添付可)	
3-2 他機関研究倫理委員会等の承認	3-3 他機関研究倫理委員会等の承認を証明する書類
有 ・ 無	有 ・ 無
4-1 審査の種類	
新規 継続 (どちらか削除)	
4-2 前回申請からの「研究概要及び倫理的配慮に関する内容」に関する変更の有無	
有 ・ 無	
※4-1が継続の場合のみ入力(新規の場合は入力不要)	

5 研究概要

(1) 目的

(2) 実験対象と方法(安全性に対する配慮を含む)

(3) 実施場所及び実施期間

6 倫理的配慮について

(1) 個人情報の取り扱いについて

(2) 被験者の利益と不利益

(3) 被験者への研究内容の説明と同意を得る方法(研究内容の説明書と同意書があれば簡素でよい)

7 その他 特記事項